

令和8年4月6日

各 位

甌島商船株式会社

「輸送の安全の確保に関する命令」に伴う再発防止策について

当社は、串木野・川内～甌島航路に運航する「フェリーニューこしき」が、里港出港時に岸壁及び可動橋に接触する事故が令和7年2月5日に発生しました。また、令和7年3月31日に「結 Line こしき」が、里港入港時に可動橋に接触する事故が発生しました。

これを受けて、九州運輸局が海上運送法第25条1項に基づく検査をしたところ、船舶安全法等に違反する事実が確認されたことから、海上運送法第19条2項に基づき、令和8年3月5日に「輸送の安全の確保に関する命令」を受けました。

本件につきまして、お客様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

今回の安全確保命令を受けて、本日、九州運輸局へ改善報告書を提出いたしましたので、お知らせいたします。(内容につきましては[こちら](#)をご参照ください。)

当社は、本件を真摯に受け止め、安全管理体制を再構築し、再発防止策に確実に取り組むことで、全社一丸となって信頼の回復、更なる安全運航の確保に努めて参ります。

以 上